

參考資料

参考資料 1 試行事業アンケート票

一般廃棄物会計基準試行事業に係る調査

株式会社三菱総合研究所

本調査は、一般廃棄物会計基準試行事業の中で財務書類作成過程における問題点・課題等を把握することを目的としております。

お忙しいところ大変恐縮ではございますが、ご回答頂いた調査票については **平成 20 年 2 月 12 日（火）**までに、電子メール（下記 E-mail アドレスまで）にて事務局宛にご送付下さいますようお願い致します。なお、電子メールのタイトルには、「一般廃棄物会計基準試行事業に係る調査（貴自治体名）」と明記ください。ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

- ・ 本調査に関するお問い合わせは、下記事務局宛にお願いいたします。
- ・ ご回答頂いた調査票及び内容については、厳重に管理いたします。

〔一般廃棄物会計基準試行事業事務局〕

〒100-8141 東京都千代田区大手町 2-3-6 株式会社三菱総合研究所

環境・エネルギー研究本部 長谷川、森部、萩原

Tel.03-3277-5525 Fax.03-3277-0512

E-mail ippai-kaikei@mri.co.jp

=====

1. 貴自治体についてご記入下さい

貴自治体名	_____都道府県_____市区町村
部署名	

2. 一般廃棄物会計基準に基づく財務書類作成についてお答えください。

①貴自治体にて一般廃棄物会計基準に基づく財務書類の作成には、どのような体制にて、何名の方が携われましたか。ご記入ください。

【体制】	【人数】
	_____名

②財務書類の作成過程にて貴自治体 財務部局との協力は必要でしたか。また、協力が必要であった場合、具体的な内容をご記入ください。

<input type="checkbox"/> 必要であった <input type="checkbox"/> 必要はなかった	【必要であった場合の具体的な内容】
-------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------

③一般廃棄物会計基準試行事業にご応募いただいた理由（期待）をご記入ください。

--

④財務書類の作成にあたって苦勞した事項についてご記入ください。

【一般廃棄物会計基準に係る事項】
【一般廃棄物会計基準支援ツール（Excel ファイル）に係る事項】
【一般廃棄物会計基準支援ツールマニュアルに係る事項】
【過去に作成した財務書類との関連性等に係る事項】
【その他】

⑤ 貴自治体にて一般廃棄物会計基準の導入の障害となる事項についてご記入ください。

【入力データの入手に係る事項】

【入力の手間に係る事項】

【その他】

⑥ 作成した財務書類について想定されている活用方法をご記入ください。

⑦財務書類作成の上で質問受付窓口は必要ですか。

【試行事業に参加された自治体の場合】

今後も必要である。

今後は必要ではない。

どちらともいえない。

※上記、選択肢を選んだ理由をご記入ください。

【はじめて財務書類を作成する自治体の場合】

必要である。

必要ではない。

どちらともいえない。

※上記、選択肢を選んだ理由をご記入ください。

⑧一般廃棄物会計基準について、追加・修正すべき事項があればご記入ください。

--

⑨その他一般廃棄物会計基準に関するご意見をご記入ください。

--

以上でアンケートは終了です。ご協力ありがとうございました。

参考資料2 支援ツール修正一覧

(次ページ以降に示した)

ファイル名	シート名	セル	修正前	修正後	備考
1~4.原価計算.xls					
	1.	E11:I11	—	【修正方法】 1)該当セルを右クリック。 2)「セルの書式設定(F)」を選択。 3)「表示形式」タブを選択。 4)「分類(C)」欄で「ユーザー定義」を選択。 5)「種類(T)」欄に「000」(ゼロを3つ)を入力。 6)「OK」ボタンをクリック。	
	1.	K11:S11	—	【修正方法】 1)該当セルを右クリック。 2)「セルの書式設定(F)」を選択。 3)「表示形式」タブを選択。 4)「分類(C)」欄で「ユーザー定義」を選択。 5)「種類(T)」欄に「0000」(ゼロを4つ)を入力。 6)「OK」ボタンをクリック。	
	4.	C2	資源化量	引渡量	名称の変更
	4.	M59:M78	—	計算式変更(コピー&ペースト)	※中間処理部門と最終処部門の委託・直営状況がクロスしている場合のみ対応が必要。
	4.	M91:M110	—	計算式変更(コピー&ペースト)	※中間処理部門と最終処部門の委託・直営状況がクロスしている場合のみ対応が必要。
5.原価計算.xls					
	5.2	D24:W29	(省略)	【修正方法】 1)セルD24に「=IF("5.1"D24=1,1,"")」と入力。 2)セルD24を選択。 3)セルD24をコピー。 4)セルD24:W29を選択。 5)「形式を選択して貼り付け」→「数式」を実行する。 (「編集(E)」→形式を選択して貼り付け(S)→「数式(F)」のラジオボタンをクリック→「OK」をクリック)	シート5.1とのリンクを修正 (シート5.1にて、収集区分15以降を入力していない場合は、修正しなくても結果に問題はございません)
	5.4	X10:X29、AA10:AA29	—	—	シート5.9との整合に留意
	5.8	N8	車両購入費 総額(全車両の合計)	車両購入費 総額 (償却中車両の合計)	
	5.9	Q9:Q25	—	—	シート5.4との整合に留意
	5.10	F15	円/年	円/人	単位標記の修正
	5.11	N37:T45	—	計算セル等追加(コピー&ペースト)	経常移転収入のうち減価償却分を算定
6.原価計算.xls					
	6.1	AB16:AB23	—	円/年	各セルに同じ内容
		AE26:AE23	—	円/年	各セルに同じ内容
	6.3	R66:X84	—	計算セル等追加(コピー&ペースト)	経常移転収入のうち減価償却分を算定
	6.4	I15など14ヶ所	円/年	円/人	単位標記の修正
	6.5	H69付近のオブジェクト	存在する	削除(オブジェクトは不要)	不要なオブジェクトの削除
		Q列	—	計算セル等追加(コピー&ペースト)	経常移転収入のうち減価償却分を算定
7.原価計算.xls					
	7.3	R52:X65	—	計算セル等追加(コピー&ペースト)	経常移転収入のうち減価償却分を算定
	7.4	I15など10ヶ所	円/年	円/人	単位標記の修正
	7.5	Q列	—	計算セル等追加(コピー&ペースト)	経常移転収入のうち減価償却分を算定

ファイル名	シート名	セル	修正前	修正後	備考
行政コスト計算書.xls	12.	F8	=[出力ファイル.xls]原価 別紙!\$C\$9	=[出力ファイル.xls]原価 別紙!\$W\$9	リンクの修正
		E70	入力セルでない	「①扶助費等支出」の入力セルとする	入力セルの変更
		E71	入力セルでない	「②補助金等支出」の入力セルとする	
		E72	入力セルでない	「③その他の経常移転支出」の入力セルとする	
		F70	「①扶助費等支出」の入力セル	入力セルとしない	
		F71	「②補助金等支出」の入力セル	入力セルとしない	入力セル変更に伴う数式の変更
		F72	「③その他の経常移転支出」の入力セル	入力セルとしない	
		F73	=SUM(F70:F72)	=SUM(E70:E72)	合計範囲の修正
		F76	=SUM(F8:F66)	=F16+F26+F36+F46+F57+F61+F73	合計範囲の修正
		F100	(省略)	=[5. 原価計算.xls]5.1!\$O\$45+[6. 原価計算.xls]6.3!\$S\$84+[7. 原価計算.xls]7.3!\$S\$65+[6. 原価計算.xls]6.5!\$Q\$200+[7. 原価計算.xls]7.5!\$Q\$136	経常移転収入の減価償却分とのリンクの修正
資産・負債一覧		F112	=SUM(F90:F109)	=F96+F100+F104	合計範囲の修正
	13.1	E22	=SUM('13.2'!I6:I55)	=SUM('13.2'!I6:I55)- SUM('13.2'!I31,'13.2'!I37,'13.2'!I43,'13.2'!I49,'13.2'!I55)	合計範囲の修正
		E23	=SUM('13.2'!I56:I165)	=SUM('13.2'!I56:I165)- SUM('13.2'!I61,'13.2'!I72,'13.2'!I83,'13.2'!I94,'13.2'!I105,'13.2'!I116,'13.2'!I127,'13.2'!I138,'13.2'!I149,'13.2'!I160)	
		E24	=SUM('13.2'!I166:I220)	=SUM('13.2'!I166:I220)- SUM('13.2'!I171,'13.2'!I182,'13.2'!I193,'13.2'!I204,'13.2'!I215)	
		E25	=SUM('13.2'!I221:I330)	=SUM('13.2'!I221:I330)- SUM('13.2'!I226,'13.2'!I237,'13.2'!I248,'13.2'!I259,'13.2'!I270,'13.2'!I281,'13.2'!I292,'13.2'!I303,'13.2'!I314,'13.2'!I325)	
	13.2	I172	=[7. 原価計算.xls]7.5!\$E\$12	=[6. 原価計算.xls]6.5!\$E\$141	追加投資に関するリンクの修正
		I173	=[7. 原価計算.xls]7.5!\$E\$13	=[6. 原価計算.xls]6.5!\$E\$142	
		I174	=[7. 原価計算.xls]7.5!\$E\$14	=[6. 原価計算.xls]6.5!\$E\$143	
		I175	=[7. 原価計算.xls]7.5!\$E\$15	=[6. 原価計算.xls]6.5!\$E\$144	
		I176	=[7. 原価計算.xls]7.5!\$E\$16	=[6. 原価計算.xls]6.5!\$E\$145	
		J172	=[7. 原価計算.xls]7.5!\$K\$12	=[6. 原価計算.xls]6.5!\$K\$141	
		J173	=[7. 原価計算.xls]7.5!\$K\$13	=[6. 原価計算.xls]6.5!\$K\$142	
		J174	=[7. 原価計算.xls]7.5!\$K\$14	=[6. 原価計算.xls]6.5!\$K\$143	
		J175	=[7. 原価計算.xls]7.5!\$K\$15	=[6. 原価計算.xls]6.5!\$K\$144	
		J176	=[7. 原価計算.xls]7.5!\$K\$16	=[6. 原価計算.xls]6.5!\$K\$145	
		I183	=[7. 原価計算.xls]7.5!\$E\$25	=[6. 原価計算.xls]6.5!\$E\$154	
		I184	=[7. 原価計算.xls]7.5!\$E\$26	=[6. 原価計算.xls]6.5!\$E\$155	
		I185	=[7. 原価計算.xls]7.5!\$E\$27	=[6. 原価計算.xls]6.5!\$E\$156	
		I186	=[7. 原価計算.xls]7.5!\$E\$28	=[6. 原価計算.xls]6.5!\$E\$157	
		I187	=[7. 原価計算.xls]7.5!\$E\$29	=[6. 原価計算.xls]6.5!\$E\$158	
		J183	=[7. 原価計算.xls]7.5!\$K\$25	=[6. 原価計算.xls]6.5!\$K\$154	
		J184	=[7. 原価計算.xls]7.5!\$K\$26	=[6. 原価計算.xls]6.5!\$K\$155	
		J185	=[7. 原価計算.xls]7.5!\$K\$27	=[6. 原価計算.xls]6.5!\$K\$156	
		J186	=[7. 原価計算.xls]7.5!\$K\$28	=[6. 原価計算.xls]6.5!\$K\$157	
		J187	=[7. 原価計算.xls]7.5!\$K\$29	=[6. 原価計算.xls]6.5!\$K\$158	

ファイル名	シート名	セル	修正前	修正後	備考
		I194	= [7. 原価計算.xls]7.5!\$E\$38	= [6. 原価計算.xls]6.5!\$E\$167	追加投資に関するリンクの修正
		I195	= [7. 原価計算.xls]7.5!\$E\$39	= [6. 原価計算.xls]6.5!\$E\$168	
		I196	= [7. 原価計算.xls]7.5!\$E\$40	= [6. 原価計算.xls]6.5!\$E\$169	
		I197	= [7. 原価計算.xls]7.5!\$E\$41	= [6. 原価計算.xls]6.5!\$E\$170	
		I198	= [7. 原価計算.xls]7.5!\$E\$42	= [6. 原価計算.xls]6.5!\$E\$171	
		I199	= [7. 原価計算.xls]7.5!\$E\$43	= [6. 原価計算.xls]6.5!\$E\$172	
		J194	= [7. 原価計算.xls]7.5!\$K\$38	= [6. 原価計算.xls]6.5!\$K\$167	
		J195	= [7. 原価計算.xls]7.5!\$K\$39	= [6. 原価計算.xls]6.5!\$K\$168	
		J196	= [7. 原価計算.xls]7.5!\$K\$40	= [6. 原価計算.xls]6.5!\$K\$169	
		J197	= [7. 原価計算.xls]7.5!\$K\$41	= [6. 原価計算.xls]6.5!\$K\$170	
		J198	= [7. 原価計算.xls]7.5!\$K\$42	= [6. 原価計算.xls]6.5!\$K\$171	
		I205	= [7. 原価計算.xls]7.5!\$E\$51	= [6. 原価計算.xls]6.5!\$E\$180	
		I206	= [7. 原価計算.xls]7.5!\$E\$52	= [6. 原価計算.xls]6.5!\$E\$181	
		I207	= [7. 原価計算.xls]7.5!\$E\$53	= [6. 原価計算.xls]6.5!\$E\$182	
		I208	= [7. 原価計算.xls]7.5!\$E\$54	= [6. 原価計算.xls]6.5!\$E\$183	
		I209	= [7. 原価計算.xls]7.5!\$E\$55	= [6. 原価計算.xls]6.5!\$E\$184	
		J205	= [7. 原価計算.xls]7.5!\$K\$51	= [6. 原価計算.xls]6.5!\$K\$180	
		J206	= [7. 原価計算.xls]7.5!\$K\$52	= [6. 原価計算.xls]6.5!\$K\$181	
		J207	= [7. 原価計算.xls]7.5!\$K\$53	= [6. 原価計算.xls]6.5!\$K\$182	
		J208	= [7. 原価計算.xls]7.5!\$K\$54	= [6. 原価計算.xls]6.5!\$K\$183	
		J209	= [7. 原価計算.xls]7.5!\$K\$55	= [6. 原価計算.xls]6.5!\$K\$184	
		I216	= [7. 原価計算.xls]7.5!\$E\$64	= [6. 原価計算.xls]6.5!\$E\$193	
		I217	= [7. 原価計算.xls]7.5!\$E\$65	= [6. 原価計算.xls]6.5!\$E\$194	
		I218	= [7. 原価計算.xls]7.5!\$E\$66	= [6. 原価計算.xls]6.5!\$E\$195	
		I219	= [7. 原価計算.xls]7.5!\$E\$67	= [6. 原価計算.xls]6.5!\$E\$196	
		I220	= [7. 原価計算.xls]7.5!\$E\$68	= [6. 原価計算.xls]6.5!\$E\$197	
		J216	= [7. 原価計算.xls]7.5!\$K\$64	= [6. 原価計算.xls]6.5!\$K\$193	
		J217	= [7. 原価計算.xls]7.5!\$K\$65	= [6. 原価計算.xls]6.5!\$K\$194	
		J218	= [7. 原価計算.xls]7.5!\$K\$66	= [6. 原価計算.xls]6.5!\$K\$195	
		J219	= [7. 原価計算.xls]7.5!\$K\$67	= [6. 原価計算.xls]6.5!\$K\$196	
		J220	= [7. 原価計算.xls]7.5!\$K\$68	= [6. 原価計算.xls]6.5!\$K\$197	
		M61	=	=IF(I61=0,"",I61-L61)	参照先の追加
		M72	=	=IF(I72=0,"",I72-L72)	
		M83	=	=IF(I83=0,"",I83-L83)	
		M94	=	=IF(I94=0,"",I94-L94)	
		M105	=	=IF(I105=0,"",I105-L105)	
		M116	=	=IF(I116=0,"",I116-L116)	
		M127	=	=IF(I127=0,"",I127-L127)	
		M138	=	=IF(I138=0,"",I138-L138)	
		M149	=	=IF(I149=0,"",I149-L149)	
		M160	=	=IF(I160=0,"",I160-L160)	
		M171	=	=IF(I171=0,"",I171-L171)	
		M182	=	=IF(I182=0,"",I182-L182)	
		M193	=	=IF(I193=0,"",I193-L193)	
		M204	=	=IF(I204=0,"",I204-L204)	
		M215	=	=IF(I215=0,"",I215-L215)	
		M226	=	=IF(I226=0,"",I226-L226)	
		M237	=	=IF(I237=0,"",I237-L237)	
		M248	=	=IF(I248=0,"",I248-L248)	
		M259	=	=IF(I259=0,"",I259-L259)	
		M270	=	=IF(I270=0,"",I270-L270)	
		M281	=	=IF(I281=0,"",I281-L281)	
		M292	=	=IF(I292=0,"",I292-L292)	
		M303	=	=IF(I303=0,"",I303-L303)	
		M314	=	=IF(I314=0,"",I314-L314)	
		M325	=	=IF(I325=0,"",I325-L325)	


ファイル名	シート名	セル	修正前	修正後	備考
	13.3	D39	=SUM(D30:D38)	=SUM(D34:D38)	合計値の算定対象範囲の修正
		E39	=SUM(E30:E38)	=SUM(E34:E38)	
		F39	=SUM(F30:F38)	=SUM(F34:F38)	
		G39	=SUM(G30:G38)	=SUM(G34:G38)	
基礎データ.xls					
	収直・その他	C24	=IF(\$W\$2>0,\$C\$4*C22/\$W\$22.0)	=IF(\$W\$22>0,\$C\$4*C22/\$W\$22.0)	数式の修正
		D24	=IF(\$W\$2>0,\$C\$4*D22/\$W\$22.0)	=IF(\$W\$22>0,\$C\$4*D22/\$W\$22.0)	
		E24	=IF(\$W\$2>0,\$C\$4*E22/\$W\$22.0)	=IF(\$W\$22>0,\$C\$4*E22/\$W\$22.0)	
		F24	=IF(\$W\$2>0,\$C\$4*F22/\$W\$22.0)	=IF(\$W\$22>0,\$C\$4*F22/\$W\$22.0)	
		G24	=IF(\$W\$2>0,\$C\$4*G22/\$W\$22.0)	=IF(\$W\$22>0,\$C\$4*G22/\$W\$22.0)	
		H24	=IF(\$W\$2>0,\$C\$4*H22/\$W\$22.0)	=IF(\$W\$22>0,\$C\$4*H22/\$W\$22.0)	
		I24	=IF(\$W\$2>0,\$C\$4*I22/\$W\$22.0)	=IF(\$W\$22>0,\$C\$4*I22/\$W\$22.0)	
		J24	=IF(\$W\$2>0,\$C\$4*J22/\$W\$22.0)	=IF(\$W\$22>0,\$C\$4*J22/\$W\$22.0)	
		K24	=IF(\$W\$2>0,\$C\$4*K22/\$W\$22.0)	=IF(\$W\$22>0,\$C\$4*K22/\$W\$22.0)	
		L24	=IF(\$W\$2>0,\$C\$4*L22/\$W\$22.0)	=IF(\$W\$22>0,\$C\$4*L22/\$W\$22.0)	
		M24	=IF(\$W\$2>0,\$C\$4*M22/\$W\$22.0)	=IF(\$W\$22>0,\$C\$4*M22/\$W\$22.0)	
		N24	=IF(\$W\$2>0,\$C\$4*N22/\$W\$22.0)	=IF(\$W\$22>0,\$C\$4*N22/\$W\$22.0)	
		O24	=IF(\$W\$2>0,\$C\$4*O22/\$W\$22.0)	=IF(\$W\$22>0,\$C\$4*O22/\$W\$22.0)	
		P24	=IF(\$W\$2>0,\$C\$4*P22/\$W\$22.0)	=IF(\$W\$22>0,\$C\$4*P22/\$W\$22.0)	
		Q24	=IF(\$W\$2>0,\$C\$4*Q22/\$W\$22.0)	=IF(\$W\$22>0,\$C\$4*Q22/\$W\$22.0)	
		R24	=IF(\$W\$2>0,\$C\$4*R22/\$W\$22.0)	=IF(\$W\$22>0,\$C\$4*R22/\$W\$22.0)	
		S24	=IF(\$W\$2>0,\$C\$4*S22/\$W\$22.0)	=IF(\$W\$22>0,\$C\$4*S22/\$W\$22.0)	
		T24	=IF(\$W\$2>0,\$C\$4*T22/\$W\$22.0)	=IF(\$W\$22>0,\$C\$4*T22/\$W\$22.0)	
		U24	=IF(\$W\$2>0,\$C\$4*U22/\$W\$22.0)	=IF(\$W\$22>0,\$C\$4*U22/\$W\$22.0)	
		V24	=IF(\$W\$2>0,\$C\$4*V22/\$W\$22.0)	=IF(\$W\$22>0,\$C\$4*V22/\$W\$22.0)	
	委処	D163	=SUM(D153:D157)	=SUM(D153:D162)	数式の修正
		E163	=SUM(E153:E157)	=SUM(E153:E162)	
		F163	=SUM(F153:F157)	=SUM(F153:F162)	
		G163	=SUM(G153:G157)	=SUM(G153:G162)	
		H163	=SUM(H153:H157)	=SUM(H153:H162)	
		I163	=SUM(I153:I157)	=SUM(I153:I162)	
		J163	=SUM(J153:J157)	=SUM(J153:J162)	
		K163	=SUM(K153:K157)	=SUM(K153:K162)	
		L163	=SUM(L153:L157)	=SUM(L153:L162)	
		M163	=SUM(M153:M157)	=SUM(M153:M162)	
		N163	=SUM(N153:N157)	=SUM(N153:N162)	
		O163	=SUM(O153:O157)	=SUM(O153:O162)	
		P163	=SUM(P153:P157)	=SUM(P153:P162)	
		Q163	=SUM(Q153:Q157)	=SUM(Q153:Q162)	
		R163	=SUM(R153:R157)	=SUM(R153:R162)	
		S163	=SUM(S153:S157)	=SUM(S153:S162)	
		T163	=SUM(T153:T157)	=SUM(T153:T162)	
		U163	=SUM(U153:U157)	=SUM(U153:U162)	
		V163	=SUM(V153:V157)	=SUM(V153:V162)	
		W163	=SUM(W153:W157)	=SUM(W153:W162)	
		X163	=SUM(X153:X157)	=SUM(X153:X162)	
	直処・減償	S10	=[6.原価計算.xls]6.3!\$AD\$8	=[6.原価計算.xls]6.3!AD13	数式の修正
	直処・人	C25	=[6.原価計算.xls]6.3!D28	=[6.原価計算.xls]6.3!D13	
		C29	=[6.原価計算.xls]6.3!D29	=[6.原価計算.xls]6.3!D14	
		C33	=[6.原価計算.xls]6.3!D30	=[6.原価計算.xls]6.3!D15	
		C37	=[6.原価計算.xls]6.3!D31	=[6.原価計算.xls]6.3!D16	
		C41	=[6.原価計算.xls]6.3!D32	=[6.原価計算.xls]6.3!D17	
		H39	=[6.原価計算.xls]6.4!\$H\$110	=[6.原価計算.xls]6.4!\$H\$124	
		H40	=[6.原価計算.xls]6.4!\$H\$114	=[6.原価計算.xls]6.4!\$H\$128	
		J39	=[6.原価計算.xls]6.4!\$J\$110	=[6.原価計算.xls]6.4!\$J\$124	
		G67など16ヶ所	—	(4)アルミ缶	

ファイル名	シート名	セル	修正前	修正後	備考
出力ファイル.xls	直処・その他 管理	C37	=[6.原価計算.xls]6.6!\$G\$18	=[6.原価計算.xls]6.6!\$C\$18	リンクの修正
		C46	=[6.原価計算.xls]6.6!\$C\$18	=[6.原価計算.xls]6.6!\$C\$18	
		D19	収集ステーションの維持補修費	=IF([8~11.原価計算.xls]8.!D20="";[8~11.原価計算.xls]8.!D20&CHAR(10)&"(円/年)")	
		D20	—	=IF([8~11.原価計算.xls]8.!D21="";[8~11.原価計算.xls]8.!D21&CHAR(10)&"(円/年)")	
		D21	—	=IF([8~11.原価計算.xls]8.!D22="";[8~11.原価計算.xls]8.!D22&CHAR(10)&"(円/年)")	
		D22	—	=IF([8~11.原価計算.xls]8.!D23="";[8~11.原価計算.xls]8.!D23&CHAR(10)&"(円/年)")	
		D27	公債費(利払分)・借入金支払い利息等	=IF([8~11.原価計算.xls]8.!D28="";[8~11.原価計算.xls]8.!D28&CHAR(10)&"(円/年)")	
		D32	自己収入(近隣市町村からの受託収入)	=IF([8~11.原価計算.xls]8.!D33="";[8~11.原価計算.xls]8.!D33&CHAR(10)&"(円/年)")	
		D33	その他の業務収益(売電収入等)	=IF([8~11.原価計算.xls]8.!D34="";[8~11.原価計算.xls]8.!D34&CHAR(10)&"(円/年)")	
		B43	近隣市町村からの受託収入 (円/年)	=D32	
		B44	その他の業務収益(売電収入等) (円/年)	=D33	
		出力ファイル.xls	原価 別紙	B101	近隣市町村からの受託収入 (円/年)
B103	売電収入 (円/年)			=[基礎データ.xls]部門費!B134	


注1:売電収入については、管理部門の扱いになるので、ツールにおいては作業部門における費用により按分されています。
中間処理(焼却)量で按分するという考え方もございますが、この場合は、「基礎データ.xls」を修正することにより対応可能です。

注2:中間処理量は、委託中間処理量は、委託中間処理(焼却)量と、委託中間処理(破碎)のうち大きい方を、
直営中間処理量は、直営中間処理(焼却)量と、直営中間処理(破碎)のうち大きい方を採用することとしています。
処理形態が複雑な場合は、上述の仮定の下に算定した場合、現実の値と差異が生じます。
差異を解消する場合は、「1~4.原価計算.xls」、「基礎データ.xls」において、対応する必要があります。



1. 概論



一般廃棄物処理3R化ガイドライン説明会 ～市町村の一般廃棄物処理システム改革～




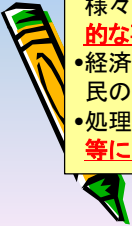
環境省廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課



廃棄物処理法基本方針の改定 (平成17年5月)

市町村の役割

- 排出抑制に関する適切な普及啓発、情報提供、環境教育等による住民の自主的な取組の促進
- 適正な循環的利用に努めた上で、処分しなければならない一般廃棄物について適正な中間処理及び最終処分を確保(必要に応じて、他の市町村との連携等による広域的取組を図る)。
- 一般廃棄物の処理に関する事業のコスト分析及び情報提供を行い、分析結果を様々な角度から検討するほか、PFI等の活用を行うことにより、**社会経済的に効率的な事業**となるよう努める。
- 経済的インセンティブを活用した排出抑制や再生利用の推進、負担の公平化、住民の意識改革を推進するため、**有料化の推進**を図るべき。
- 処理システムの変更や新規導入を図る際には、その必要性と**環境負荷面、経済面等にかかる利点を住民や事業者**に説明するよう努める。



廃棄物処理法基本方針の改定 (平成17年5月)



国の役割として地方公共団体に示すべきこと

- 一般廃棄物処理事業のコスト分析方法
- 有料化の進め方
- 標準的な分別収集区分及び適正な循環利用や適正処分の考え方



一般廃棄物の3R化の推進



一般廃棄物処理3R化ガイドラインの策定(平成19年6月)

- 一般廃棄物処理会計基準(コスト分析のガイドライン)
- 一般廃棄物処理有料化の手引き
- 一般廃棄物処理システム指針
(分別収集・適正処理等のガイドライン)

市町村における一般廃棄物処理の
3R化の推進



2. 一般廃棄物会計基準

一般廃棄物処理3R化ガイドライン説明会

発表資料

「一般廃棄物会計基準」について

2007年10月

環 境 省
MRI 株式会社 三菱総合研究所

一般廃棄物処理3R化ガイドライン説明会
「一般廃棄物会計基準」について

目 次

1	自治体にとっての一般廃棄物会計の意義	2
2	策定までの経緯	3
3	一般廃棄物会計基準等の体系	4
4	対象とするシステムの流れと按分ルール	5
5	作成する財務書類について	7
6	作成する財務書類の活用例	13
7	財務書類作成に必要な情報	14
8	作成支援ツールの構成と入力画面	15
9	問合せ先など	18
10	試行事業協力自治体の募集	19

MRI 株式会社 三菱総合研究所

【1 自治体にとっての一般廃棄物会計の意義】

【自治体にとっての一般廃棄物会計の意義】（→基準 p.1 1.1 一般廃棄物会計の意義）

■事業に要する費用の必要性や効率性について具体的に(定量的に)把握

- ・事業の効率化を図る。
- ・住民や事業者に事業の理解を得る。

【具体的な想定活用方法例】 自治体の自主的・自発的な取組

- ・一般廃棄物会計から得られる情報を基に公表資料を作成する。
- ・一般廃棄物会計から得られる情報の経年比較・分析を行い、施策へ反映する。
- ・一般廃棄物の処理に関する新規施策の事前・事後の評価に活用し、施策へ反映する。

【2 「一般廃棄物会計基準」策定までの背景・経緯】（→基準 はじめに）

●廃棄物・リサイクル行政の目的の変容

従来:公衆衛生の向上、公害問題の解決

現在:循環型社会の形成

●「基本方針」改正(平成17年5月)

我が国全体として、3Rに重点を置いた最適なりサイクル・処理システムを構築する。

(廃棄物処理法 第5条の2 第1項 の規定に基づき定めた基本方針を改正)

●国としての責務

○標準的な分析手法を示すことなどによる市町村への技術的な支援に努める

- ーコスト分析の対象となる費目の定義
- ー共通経費等の配賦方法
- ー減価償却方法
- ーその他

●「一般廃棄物会計基準」策定(平成19年6月)

「一般廃棄物会計基準」を策定するとともに、一般的な事業形態の場合に財務書類作成を簡易に行うことができる「一般廃棄物会計基準に基づく書類作成支援ツール」と、ツールの入力・出力マニュアルを公開。

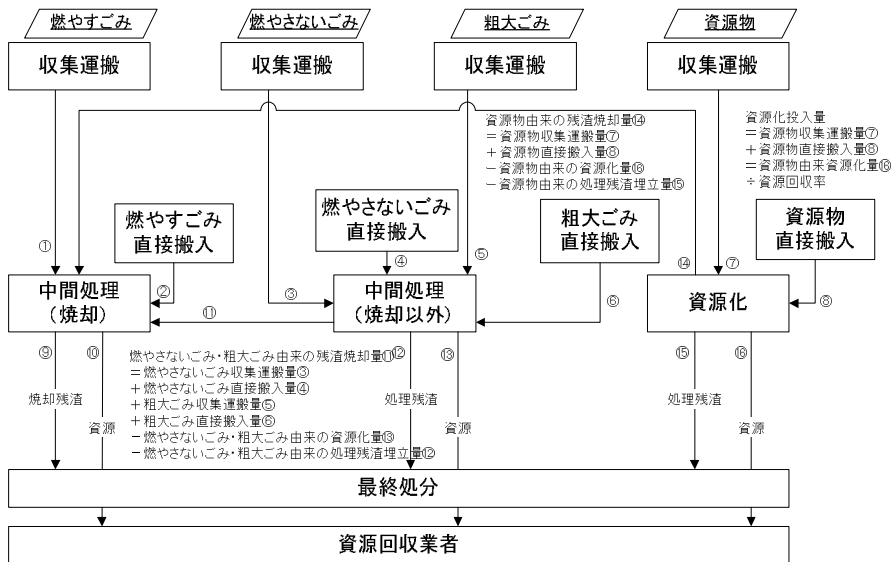
【3 一般廃棄物会計基準等の体系】

基準等の名称	内容
一般廃棄物会計基準	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理事業に要する年間費用を廃棄物・資源物種類別・部門別(収集運搬部門、中間処理部門、最終処分部門、資源化部門、管理部門)に整理し、単位年間取扱量あたりの費用として整理したもの(原価計算書)。 原価計算書以外に、行政コスト計算書、資産・負債一覧を合せ、3つが一般廃棄物会計基準における財務書類である。
一般廃棄物会計基準に基づく書類作成支援ツール	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物会計基準に基づき簡便に財務書類を作成するためのツールで、表計算ソフトにより構成されている。
一般廃棄物会計基準に基づく書類作成支援ツール 入力・出力マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> ツールの使用方法を解説したマニュアル。

一般廃棄物処理3R化ガイドライン説明会 発表資料「一般廃棄物会計基準」について

4

【4 対象とするシステムの流れと按分ルール】



→基準 p.33

一般廃棄物処理3R化ガイドライン説明会 発表資料「一般廃棄物会計基準」について

5

【4 対象とするシステムの流れと按分ルール】

按分ルール例：収集運搬部門の人員費



→基準 p.38

一般廃棄物処理3R化ガイドライン説明会 発表資料「一般廃棄物会計基準」について

6

【5 作成する財務書類について】

【作成する財務書類】（→基準 p.2 1.5財務書類の構成）

財務書類名称	内容
原価計算書	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が行う直営又は委託により行う一般廃棄物処理（収集運搬、中間処理、資源化、最終処分）について、一般廃棄物種毎に対象期間に要した費用及び得られた収益を表したもので、一般廃棄物の処理に関する事業の効率性を検証するための情報として役立てることができる。 ・取扱量あたりの単価で表現する。 ・収入（指定袋等の販売収入、手数料収入、売電収入など）は、参考として示す。 ・別紙1～5では、年間額、取扱量などを廃棄物・資源物の種類ごと、部門ごとに示す。
行政コスト計算書	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が行う一般廃棄物処理（原価計算書の対象）を含む、一般廃棄物の処理に関する事業について、対象期間に要した費用及び得られた収益を表したもので、一般廃棄物の処理に関する事業の効率性を検証するための情報として役立てることができる。 ・原価計算書では、計画策定、広報・普及啓発に係る費用、特別な要因で一時的に発生する臨時的な損失などは算定対象としないが、行政コスト計算書では対象とする。
資産・負債一覧	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産及び負債の状況を整理して表したもので、当該資産及び負債を把握し管理することで、資産の有効活用の他、資産の更新や修繕の計画的な実施などに役立てることができる。 ・別紙1では、事業用資産の詳細内訳を示す。 ・別紙2では、負債の詳細内訳を示す。

※1:「原価計算書」は正式には、「一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書」

※2:「行政コスト計算書」は正式には、「一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書」

※3:「資産・負債一覧」は正式には、「一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧」

一般廃棄物処理3R化ガイドライン説明会 発表資料「一般廃棄物会計基準」について

7

【 5 作成する財務書類について】

【原価計算書】

原価計算書の書式は右に示したとおり。
(ただし、④アルミ缶～⑩其他のごみは省略)

	① 燃や すご み	② 燃や さない ご み	③ 粗 大ご み	合計
<原価>				
収集運搬部門原価 (円/kg-収集運搬量)				
中間処理部門原価 (円/kg-中間処理投入量)				
最終処分部門原価 (円/kg-最終処分投入量)				
資源化部門原価 (円/kg-資源化投入量)				
【参考】				
<費用>				
収集運搬部門費 (円/年)				
中間処理部門費 (円/年)				
最終処分部門費 (円/年)				
資源化部門費 (円/年)				
作業部門費合計 (円/年)				
管理部門費 (円/年)				
費用合計 (円/年)				
【参考】				
<収益>				
収益合計 (円/年)				

一般廃棄物処理3R化ガイドライン説明会 発表資料「一般廃棄物会計基準」について

8

【 5 作成する財務書類について】

【原価計算書 別紙】

原価計算書 別紙1～5の書式は右に示したとおり。
(ただし、収集運搬部門のみで、④アルミ缶～⑩其他のごみは省略)

	① 燃や すご み	② 燃や さない ご み	③ 粗 大ご み	合計
収集運搬部門				
委託収集運搬原価 (円/kg-収集運搬量)	-	-	-	-
直営収集運搬原価 (円/kg-収集運搬量)	-	-	-	-
収集運搬原価 (円/kg-収集運搬量)	-	-	-	-
<費用>				
委託				
委託料もしくは組合負担金 (円/年)	0	0	0	0
直営				
人件費 (円/年)	0	0	0	0
車両に係る物件費 (円/年)	0	0	0	0
施設に係る物件費 (円/年)	0	0	0	0
車両・施設以外に係る物件費のうち、特 定の廃棄物に係る物件費(円/年)	0	0	0	0
その他共通の物件費 (円/年)	0	0	0	0
経費 (円/年)	0	0	0	0
委託収集運搬費 (円/年)	0	0	0	0
直営収集運搬費 (円/年)	0	0	0	0
収集運搬部門費 (円/年)	0	0	0	0
<取扱量>				
委託収集運搬量 (t/年)	0	0	0	0
直営収集運搬量 (t/年)	0	0	0	0
収集運搬量 (t/年)	0	0	0	0

一般廃棄物処理3R化ガイドライン説明会 発表資料「一般廃棄物会計基準」について

9

【 4 作成する財務書類について】

【行政コスト計算書】

行政コスト計算書の書式は右下に示したとおり。

(ただし、経常業務費用の一部)

(単位:円)

(1)経常費用			
経常業務費用			
<収集運搬部門>			
大項目	小項目		
①.人件費			0
②.物件費			0
	委託料もしくは組合負担金	0	
	車面に係る物件費	0	
	施設に係る物件費	0	
	車面・施設以外に係る物件費のうち特定の一般廃棄物種類に係る物件費	0	
	その他共通の物件費	0	
③.経費			0
	合計		0
<中間処理部門>			
大項目	小項目		
①.人件費			0
②.物件費			0
	委託料もしくは組合負担金	0	
	施設に係る物件費	0	
	その他共通の物件費	0	
③.経費			0
	合計		0
<最終処分部門>			
大項目	小項目		
①.人件費			0
②.物件費			0
	委託料もしくは組合負担金	0	
	施設に係る物件費	0	
	その他共通の物件費	0	
③.経費			0
	合計		0

※(1)経常費用の資源化部門および管理部門、(2)特別損失、(3)経常収益、注記は省略。全体は基準p.91~92を参照。

一般廃棄物処理3R化ガイドライン説明会 発表資料「一般廃棄物会計基準」について

10

【 5 作成する財務書類について】

【資産・負債一覧】

資産・負債一覧(資産の部)の書式は下に示したとおり。

(別紙1 事業用資産内訳は、基準p.99を参照)

科目	金額			
(資産の部)				
1 金融資産				0
資金				
金融資産(資金を除く)			0	
債権		0		
未収金				
貸付金				
その他の債権				
有価証券				
投資等		0		
出資金				
その他の投資				
貸倒引当金(マイナスで入力)				
2 非金融資産				0
事業用資産			0	
有形固定資産		0		
収集運搬部門	0			
中間処理部門	0			
最終処分部門	0			
資源化部門	0			
管理部門	0			
減価償却累計額	0			
建設仮勘定	0			
無形固定資産		0		
ソフトウェア	0			
その他無形固定資産等	0			
繰延資産			0	
資産合計				0

一般廃棄物処理3R化ガイドライン説明会 発表資料「一般廃棄物会計基準」について

11

【 5 作成する財務書類について】

【資産・負債一覧】

資産・負債一覧(負債の部、注記)の書式は下に示したとおり。

(別紙2 流動負債・非流動負債内訳は、基準p.101を参照)

科目	金額		
(負債の部)			
1 流動負債			0
地方債(短期)	0		
短期借入金	0		
2 非流動負債			0
地方債(長期)	0		
長期借入金	0		
負債合計			0

注記

項目	内容	金額
施設解体引当金		
最終処分場閉鎖後維持管理引当金		
地元還元施設に係る資産		
地元還元施設に係る負債		
取付道路に係る資産		
取付道路に係る負債		

一般廃棄物処理3R化ガイドライン説明会 発表資料「一般廃棄物会計基準」について

12

【 6 作成する財務書類の活用例】

● 管理会計としての活用

一般廃棄物会計基準に基づき作成した財務書類から得られる情報を経年的に把握することなどにより、一般廃棄物処理に関する事業の効率性などを把握し、各種施策(収集体制の変更、処理方法の変更など)に反映する。

● 住民への情報開示の基礎資料としての活用

これまで、清掃事業概要や広報資料などで一般廃棄物処理事業に係るコストなどについて情報開示を行ってきた自治体も多い。一般廃棄物処理事業に関する自治体の説明責任を果たすと同時に、住民の一般廃棄物処理コストに対する理解を深めることにより、住民の3Rへの意識を高めることを期待する。

● 一般廃棄物処理に関する新施策を実施した際の事業効果の評価に活用

新施策(例えば、焼却処理・埋立処分から、焼却・灰溶融スラグ化への変更など)を実施した場合に、費用の絶対額や、費用構成がどのように変化したかを検証し、新施策の効果を定量的に評価する。費用分析と同時に、環境影響(最終処分量など)の評価を合せて実施すると、より意義のある評価となる。

一般廃棄物処理3R化ガイドライン説明会 発表資料「一般廃棄物会計基準」について

13

【 7 財務書類作成に必要な情報】

(1) 入力の流れ(→マニュアル p.4 表4 入力対象ファイル及びシート一覧)



【 8 財務書類作成に必要な情報】

(2) 入力すべき情報

- 原価計算書
 - 廃棄物・資源物などの量
収集運搬量、中間処理量、最終処分量、資源化量
※廃棄物・資源物の種類ごとの量
 - 物件費、人件費、その他の経費
収集運搬部門、中間処理部門、最終処分部門、資源化部門ごとの額
 - その他一般廃棄物処理事業に関連し原価計算に必要な事項
収集頻度、一括収集品目、契約別委託状況、施設等整備費、減価償却期間など
- 行政コスト計算書
 - 原価計算書の作成に必要な各種経費
 - 広報・普及啓発等に係る費用など処理に直接的には資することのない費用
 - 指定袋販売収入、資源物売却収入などの収入
- 資産・負債一覧
 - 施設、車両などの事業用資産の内容(取得価額、仕様、取得年次、耐用年数、残存価額)
 - 地方債などの負債の内容(前年度末残高、当該年度増加・減少額など)

(1) 作成支援ツールの構成

一般廃棄物会計基準に基づく財務書類作成のための電子ファイルはMicrosoft Office Excel®により作成されており、表のような構成になっています。

表 作成支援ツールの構成

機能	ファイル名	内容
データ入力	1~4.原価計算.xls	原価計算書作成に必要なデータのうち、基礎的なデータを入力するためのファイル
	5.原価計算.xls	原価計算書作成に必要なデータのうち、収集運搬部門に関するデータを入力するためのファイル
	6.原価計算.xls	原価計算書作成に必要なデータのうち、中間処理部門、及び、最終処分部門に関するデータを入力するためのファイル
	7.原価計算.xls	原価計算書作成に必要なデータのうち、資源化部門に関するデータを入力するためのファイル
	8~11.原価計算.xls	原価計算書作成に必要なデータのうち、管理部門等に関するデータを入力するためのファイル
	行政コスト計算書.xls	行政コスト計算書作成に必要なデータを入力するためのファイル
	資産・負債一覧.xls	資産・負債一覧作成に必要なデータを入力するためのファイル
計算	基礎データ.xls	各財務書類を作成するための、各種計算を実行するファイル (入力、出力には直接必要ありませんが、各種データの入力・修正に応じて財務書類の内容を更新する際に必要です)
書類出力	出力ファイル.xls	各財務書類を出力するためのファイル

※Microsoft Office Excel®は、米国 Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標または商標です。

一般廃棄物処理3R化ガイドライン説明会 発表資料「一般廃棄物会計基準」について

16

(2) 入力画面(例)

入力画面の例は以下のとおりで、データや情報を入力すべき項目(黄色)、該当事項に「1」を入力する項目(みどり)、書き換え不可の項目(オレンジ)などが色分けされています。(→マニュアル p.2 表3)

廃棄物種類	(1) 家庭系			
	直営による収集運搬量	委託業者もしくは一部事務組合による収集運搬量	一部事務組合全体の収集運搬量の場合	持込による受入量(直接搬入量)
①燃やすごみ	t/年	t/年		t/年
②燃やさないごみ	t/年	t/年		t/年
③粗大ごみ	t/年	t/年		t/年
④アルミ缶	t/年	t/年		t/年
⑤スチール缶	t/年	t/年		t/年
⑥無色のガラス製の容器	t/年	t/年		t/年
⑦茶色のガラス製の容器	t/年	t/年		t/年
⑧その他のガラス製の容器	t/年	t/年		t/年
⑨リターナルびん	t/年	t/年		t/年
⑩ペットボトル	t/年	t/年		t/年
⑪白色トレイ	t/年	t/年		t/年
⑫プラスチック製容器包装	t/年	t/年		t/年
⑬紙製容器包装	t/年	t/年		t/年
⑭紙パック	t/年	t/年		t/年
⑮段ボール	t/年	t/年		t/年
⑯古紙	t/年	t/年		t/年
⑰古布	t/年	t/年		t/年
⑱生ごみ	t/年	t/年		t/年
⑲その他資源	t/年	t/年		t/年
⑳その他のごみ	t/年	t/年		t/年

「1~4. 原価計算.xls」

3 収集運搬量・直接搬入量・集団回収量及び中間処理・最終処分・資源化投入量

(1) 収集運搬量・直接搬入量・集団回収量

(1) 家庭系

一般廃棄物処理3R化ガイドライン説明会 発表資料「一般廃棄物会計基準」について

17

- 一般廃棄物会計基準 公開ホームページ(環境省)
http://www.env.go.jp/recycle/waste/tool_gwd3r/ac/index.html
 - ・一般廃棄物会計基準
 - ・一般廃棄物会計基準に基づく書類作成支援ツール
 - ・一般廃棄物会計基準に基づく書類作成支援ツール入力・出力マニュアル

- 一般廃棄物会計基準に関する質問受付(事務局:株式会社 三菱総合研究所)
<https://secure.mri.co.jp/MRI/ippai-kaikei/>
(上述の環境省ホームページにも、リンクが用意されています)
※このURLでの質問の受付は平成20年2月28日までとなっております。

- 「一般廃棄物会計基準に基づく書類作成支援ツール」の使用法に関する説明会(支援ツール説明会)のご案内
「一般廃棄物会計基準に基づく書類作成支援ツール」の使用法に関する説明会を開催いたします。
ご参加希望の方は、事務局まで電子メールにてお申込みください。
【日程・場所】平成19年(2007年)11月5日(月)13:30~15:30 三菱総研 AVルーム(東京・大手町)
【事務局】株式会社 三菱総合研究所 環境・エネルギー研究本部
ippai-kaikei@mri.co.jp(担当:長谷川^{たけし}健)

- 試行事業協力自治体の募集
一般廃棄物会計基準の導入を検討している自治体をご支援するため、試行事業協力自治体を募集いたします。
ご参加希望の方は事務局まで電子メールにてお申ください。
【実施期間】平成20年(2008年)1月18日(金)まで
【作業内容】一般廃棄物会計基準に基づく財務書類(平成18年度)の作成
財務書類作成過程でお気づきになった事項に関するご意見のご提供
【支援内容】財務書類の作成支援(電話による相談受付)
【対象及び募集数】市町村、一部事務組合を対象に、申込順に10団体。
【申込開始日】平成19年(2007年)11月1日(木)から(上記、支援ツール説明会にご参加頂かなくてもお申込可能です)
【事務局】株式会社 三菱総合研究所 環境・エネルギー研究本部
ippai-kaikei@mri.co.jp(担当:長谷川^{たけし}健)

3. 有料化の手引き

一般廃棄物処理3R化ガイドライン説明会

発表資料

「一般廃棄物処理有料化の手引き」について

2007年10月

環境省
MRI 株式会社 三菱総合研究所

一般廃棄物処理3R化ガイドライン説明会

《一般廃棄物処理有料化の手引き》

「一般廃棄物処理有料化の手引き」目次

- はじめに
- 1. 基本的事項
- 2. 有料化の目的
- 3. 有料化の仕組み作り
- 4. 有料化の円滑な導入及び実施
- 5. 有料化制度の評価と見直し

- 参考資料1 有料化事例集
- 参考資料2 アンケート調査結果

MRI 株式会社 三菱総合研究所

「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の
総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」

改正（平成17年5月26日）

⇒ 一般廃棄物処理の有料化を推進すべきことが明確化

【市町村の役割】

経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、**一般廃棄物処理の有料化の推進**を図るべきである

【国の役割】

市町村及び都道府県が行う、その区域内における廃棄物減量その他その適正な処理の確保のための取組が円滑に実施できるよう、**一般廃棄物の処理に関する事業のコスト分析手法や有料化の進め方**並びに一般廃棄物の標準的な分別収集区分及び適正な循環の利用や適正処分の考え方を示すことなどを通じて技術的及び財政的な支援に努めるとともに、広域的な見地からの調整を行うことに務めるものとする

↓
市町村が有料化の導入又は見直しを実施する際に、参考となる手引きとして作成

1

1 基本的事項

一般廃棄物処理の有料化の定義等
有料化の検討及び導入プロセス

【1 基本的事項】 一般廃棄物処理の有料化の定義等

【定義】

一般廃棄物処理 市町村(市町村の組合を含む)が行う一般廃棄物の処理全体(収集、運搬及び処分)

有料化 市町村が一般廃棄物処理についての手数料を徴収する行為

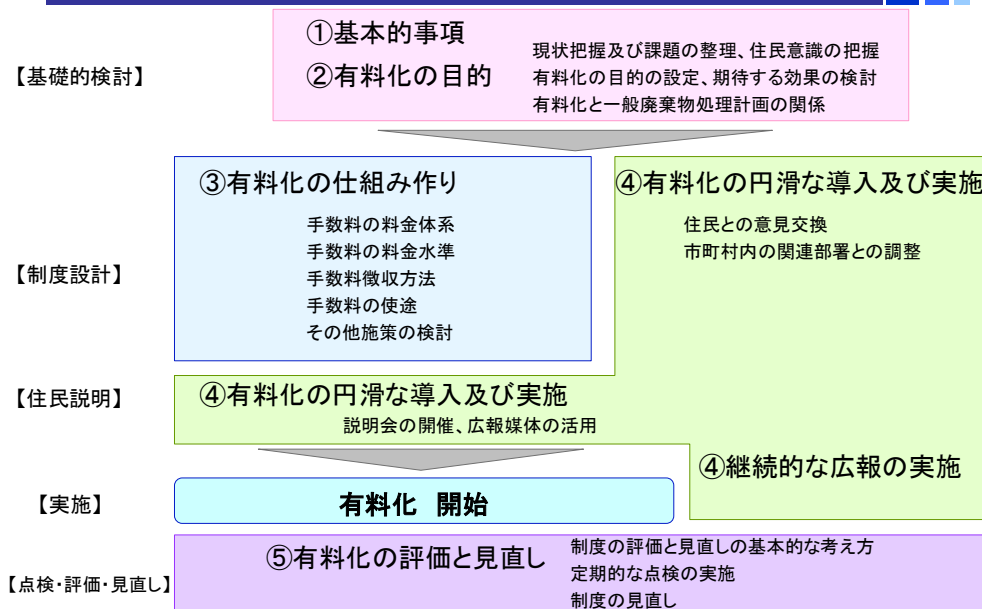
基本方針 「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の促進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進める」

本手引きでは…

- 一般家庭から排出されるごみの有料化を対象
- 従量制の有料化導入を有料化の仕組みの基本

2

【1 基本的事項】 有料化の検討及び導入プロセス



3

2 有料化の目的

有料化の目的及び期待する効果 有料化施策の位置づけ

【2 有料化の目的】 有料化の目的及び期待する効果

MRI 株式会社 三菱総合研究所

有料化の主な目的は、一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革などとし、市町村の一般廃棄物処理事業を循環型社会に向けて転換していくための施策手段として位置づける

有料化の導入について検討を行う際には、一般廃棄物処理に係る現状把握及び課題の整理を行い、課題解決を含めた一般廃棄物行政の目標を踏まえた上で、こうした有料化のもとで期待する効果を明確にすることが適切

■ 排出抑制や再生利用の推進

費用負担を軽減しようとするインセンティブ(動機付け)が生まれ、一般廃棄物の排出量の抑制が期待できる。

■ 公平性の確保

排出量に応じて手数料を徴収

■ 住民の意識改革

住民が処理費用を意識し、ごみ排出に係る意識改革につながることを期待。その結果、最終的には、簡易包装製品や詰替製品など廃棄物の発生が少ない商品の選択や不用・不急の商品購入の抑制、製品の再使用の促進などの発生抑制効果が期待。

■ その他の効果

環境負荷及び収集運搬費用や処理費用の低減が期待。

4

【2 有料化の目的】 有料化施策の位置づけ

一般廃棄物処理の有料化は、廃棄物処理法に基づき各市町村が策定する一般廃棄物処理計画に位置づけて行うことが適切

■ 有料化施策の位置づけ

廃棄物処理法に基づき各市町村が策定する一般廃棄物処理計画に明記し、一般廃棄物に関する施策の一つとして明確に位置づけて行うことが適切。

有料化の導入が先行している場合には、一般廃棄物処理計画の見直し時に、有料化を位置づけるということも可能。

■ 都道府県における支援

都道府県において、市町村の取り組みを支援するための情報提供等の支援をすることも期待される。

5

3 有料化の仕組み作り

手数料の料金体系

手数料の料金水準

手数料の徴収方法

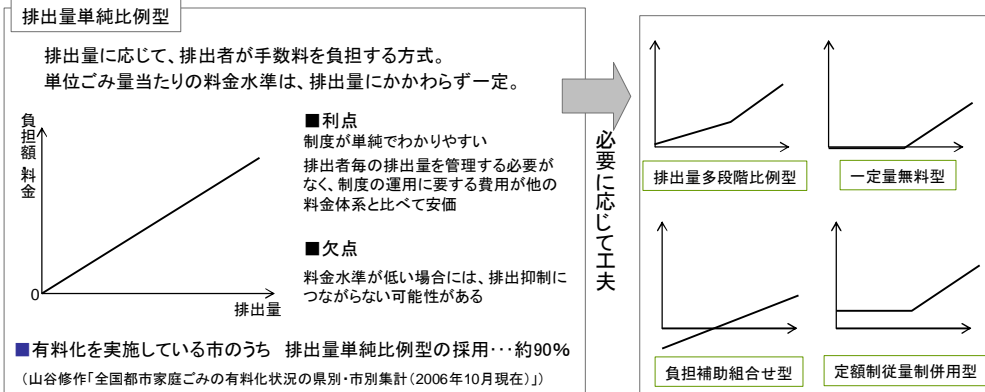
手数料収入の使途

他施策との併用

【3 有料化の仕組み作り】 手数料の料金体系

「排出量単純比例型」が最も簡便で住民に分かりやすい方式

「排出量単純比例型」を中心に、必要に応じて、手数料の料金の多段階化や一部の無料化、又は排出量が多量である者に対する負担増等の工夫をすることが考えられる。



6

【3 有料化の仕組み作り】 手数料の料金水準

一般廃棄物の排出抑制及び再生利用の推進への効果や住民の受容性、周辺市町村における料金水準などを考慮

■一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進への効果

排出者に対して排出抑制を促す程度の料金水準にする必要がある。

一般廃棄物の再生利用を推進するために、燃やすごみや燃やさないごみと、資源ごみの手数料の料金水準に差を設けることも適当。

■住民の受容性の考慮

不法投棄や不適正排出を誘発しないように配慮。住民を対象に負担額等に関する調査を実施し、その結果を参考にすることも考えられる。

■周辺市町村における手数料の料金水準の考慮

周辺市町村と料金水準に差をつける場合:理由や考え方を整理

周辺市町村と均衡を図る場合:有料化によって期待する効果が損なわれないか検討

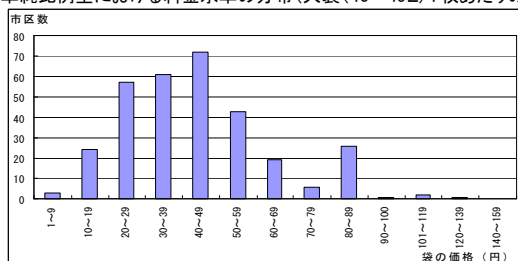
7

【3 有料化の仕組み作り】 手数料の料金水準

■ 手数料の料金水準の分布

(手引き p.16参照)

排出量単純比例型における料金水準の分布(大袋(40~45L)1枚あたりの価格)



出所: 山谷修作「全国都市家庭ごみ有料化状況の県別・市別集計(2006年10月現在)」『資源環境対策』第585号 2006年11月 より作成

■ 有料化の対象品目

どの分別区分を有料化の対象とするかを検討

ごみ区分毎の有料化導入の有無と該当市町村数

有料化の対象となるごみの区分			該当市町村数
可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	
○	○	○	25
○	○		27
○		○	3
○			8
	○		1

出所: 環境省「自治体のごみ処理有料化施策に関するアンケート調査」

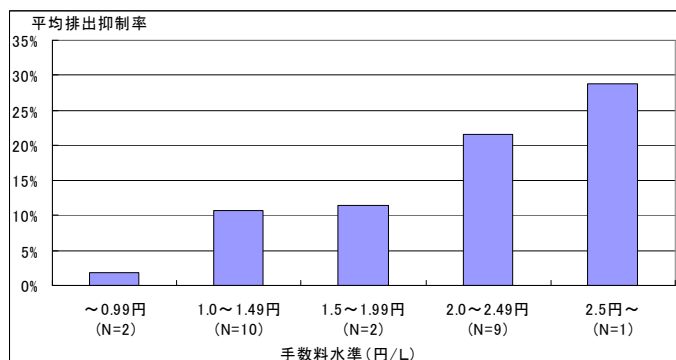
8

【3 有料化の仕組み作り】 手数料の料金水準

■ 手数料の料金水準と排出抑制効果

(手引き p.17参照)

燃やすごみの料金水準と平均排出抑制率



(注1) 廃棄物排出抑制率=(導入2年前(g/人・日)-導入2年目(g/人・日))/導入2年前(g/人・日)

(注2) 平均排出抑制率: 各手数料の料金水準区分(~0.99円、1.0~1.49円、1.5~1.99円、2.0~2.49円、2.5円~)に該当する排出抑制率の平均

(注3) 容積当たりの料金単価がごみ袋の大きさによって異なる場合には、一番大きいごみ袋の容積当たりの料金単価を採用

(注4) アンケート調査(有料化実施市町村等127市町村を対象に実施: 調査対象の選定方法は参考資料参照)によって排出量データ(g/人・日)を得られた24市町村が集計対象

出所: 環境省「自治体のごみ処理有料化施策に関するアンケート調査」

【3 有料化の仕組み作り】手数料の料金水準

■手数料の料金水準の設定の事例

(手引き p.19参照)

■廃棄物処理費用からの算定

排出者の理解を得るために、一般廃棄物の処理に要する費用を算定し、徴収する手数料が廃棄物の処理費用のうちどの程度の割合となるか把握することも推奨される。

この際、「一般廃棄物会計基準」に基づいて算定することで、客観的に費用を把握することができる。

【廃棄物会計基準に基づいた費用及び単位ごみ量当たりの費用】

費用種別	部門	費目(大項目)	費用	
経常費用	経常業務費用	収集運搬部門	人件費/物件費/経費	A 円
		中間処理部門	人件費/物件費/経費	B 円
		最終処分部門	人件費/物件費/経費	C 円
		資源化部門	人件費/物件費/経費	D 円
		管理部門	人件費/物件費/経費/ 一般廃棄物処理に関する施策に係る費用	E 円
		その他	その他費用	F 円
	経常移転支出	—	扶助費等支出/補助金等支出/その他経常移転支出	H 円

① 一般廃棄物処理費用の合計金額	(A+B+C+D+E) 円=I円
② ごみ処理量	J kg
③ ごみ 1 kg 当たりの事業経費 (円/kg) ①/②	(I/J) 円/kg
④ ごみ袋 1 袋当たり費用 (円/袋)	5 × (I/J) 円/袋

【3 有料化の仕組み作り】手数料の徴収方法

手数料の上乗せした市町村の指定ごみ袋、ごみ袋に添付するシールの販売などが標準的。徴収方法は、手数料の料金体系及び利点などを考慮して定めることが考えられる。

■手数料の媒体の特徴比較

	指定ごみ袋	シール
取扱いやすさ	○排出されているごみ量を確認することが容易 ○まとまると重くなり、かさばる	○ごみ袋に入らない大きさや形の廃棄物を排出する場合にも使用可能 ○排出ごみの量を確認することが比較的困難 ○小さいために取扱いが容易 ○紛失しやすい
必要な対応	○ごみ袋の表示や色などについて工夫が必要 ○複数の大きさのごみ袋を用意し、より容量の小さいごみ袋に移行するインセンティブを付与することが重要	○シールの表示や色などについて工夫が必要 ○複数の大きさに対応したシールを用意し、より容量の小さいごみ袋に移行するインセンティブを付与することが重要
行政事務への影響	○まとまると重くなり、かさばる ○無料配布を行う場合の事務負担が比較的多い	○無料配布を行う場合の事務負担は比較的少ない
市場への影響	○既存のごみ袋の市場への影響について考慮が必要	○既存の市場への影響は少ない
レジ袋の扱い	○レジ袋をごみ袋として活用できない	○場合によりレジ袋をごみ袋として利用することも可能

【3 有料化の仕組み作り】 手数料の徴収方法

■ 手数料の料金体系及び徴収方法毎の採用市数

- 手数料を上乗せして市町村の指定ごみ袋を販売する方式を採用している市が多い
- 指定ごみ袋とシールの併用は、通常は指定ごみ袋を利用し、指定ごみ袋に入らない大きさや形を有するごみの排出の場合にはシール利用としている場合が多い
- シールの採用は、手数料の料金体系が一定量無料型や補助組合せ型の場合に採用されている

単位：市数

手数料体系	徴収方法 指定ごみ袋 (うち指定ごみ袋とシールの併用)	シール	その他 (納入通知書、現金等)	総計
排出量単純比例型	46(11)	0	0	46
排出量多段階比例型	5(1)	0	0	5
一定量無料型	4	3	2	9
負担補助組合せ型	1	1	0	2
定額制従量制併用型	1	0	1	2
その他	2(1)	1	2	5
総計	59(13)	5	5	69

出所：環境省「自治体のごみ処理有料化施策に関するアンケート調査」(平成18年10月実施)

【3 有料化の仕組み作り】 手数料収入の使途

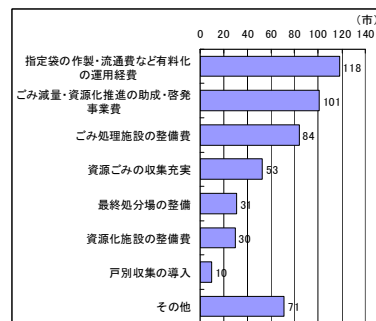
有料化の運用に必要な経費の他、適切な使途を定め、透明化することが求められる。なお、一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進に資する使途を定めることで、有料化制度への理解を深め、排出抑制への住民の意識を高めることが期待できる。

■ 主な手数料収入の使途

- ① 市町村の指定ごみ袋の作製費など有料化の運用に必要な経費
- ② ごみの排出抑制や再生利用の推進のための助成や啓発活動
- ③ リサイクル推進施設の整備費

【手数料収入の使途の例】

有料化の運用に必要な経費	・戸別収集の導入費 ・指定ごみ袋やシールの作製費
排出抑制の推進に資するもの	・排出抑制の推進の助成・啓発事業費
再生利用の推進に資するもの	・資源ごみの回収及び選別に要する費用 ・リサイクル施設の施設整備に要する費用 ・資源ごみの集団回収への助成
住民意識の改革に資するもの	・エコショップ認定制度に資する事業費 ・発生抑制及び再使用の推進のための助成や啓発のための事業費
その他	・ごみ処理施設の整備費の他、一般廃棄物の処理に要する費用



出所：山谷修作「最新・家庭ごみ有料化事情」『月刊廃棄物』2005年9月

【3 有料化の仕組み作り】 他施策との併用

一般廃棄物処理の有料化と併せ、分別収集区分の見直しや資源ごみの集団回収への助成、排出抑制や再生利用に取り組む小売店等の支援、エコショップの認定、再使用の促進など、他施策の実施について検討を行う。

- 分別収集区分の見直し
- 資源ごみの集団回収への助成
- 排出抑制や再生利用に取り組む小売店等の支援
- 再使用の促進
- その他
 - 収集体制の変更
 - マイバッグキャンペーンの実施
 - 廃棄物減量等推進員の活用
 - 再資源化ルートの開拓
 - 有料化の手数料減免の実施
 - 小規模事業者から排出される一般廃棄物の有料化

11

4 有料化の円滑な導入及び実施

円滑な導入に向けた関係者との連携

円滑な実施に向けた関係者との連携

懸念される課題への対応

【4 有料化の円滑な導入及び実施】 円滑な導入に向けた連携

一般廃棄物処理の有料化を円滑に導入及び実施するために、有料化制度の検討段階において住民との意見交換などを行い、その結果を有料化の仕組みに反映させることが必要

■ 住民との意見交換

住民の意見を反映させる機会を確保することで、有料化の導入及び制度に対する住民の理解や協力を得やすくなることが期待される。

【具体的な方法例】 検討会や意見交換会、公聴会の開催、審議会等への住民代表者の委嘱、パブリックコメントの実施等

■ 庁内関係部局との調整

導入検討の早い段階から、庁内連絡会を随時開催するような体制を構築しておくことが望まれる

【具体的に必要な調整例】

得られる手数料収入の用途等について→財務担当部局

分別区分等の変更、事業系一般廃棄物の有料化、低所得者層の優遇措置などに及ぶ場合→廃棄物担当以外の関係担当部局(商工部局、社会福祉部局等)

■ 周辺市町村との協議

手数料水準の低い周辺市町村への不適正排出の発生や周辺地域一体における不法投棄の増加の可能性が懸念

→周辺市町村における担当者間の打ち合わせ、問題が顕在化した場合の対応方針の協議

12

【4 有料化の円滑な導入及び実施】 円滑な実施に向けた連携

一般廃棄物処理の有料化を円滑に実施するため、有料化に関する説明会の開催や、市の広報誌などを活用した情報提供など、住民への周知徹底を図ることで、住民の理解を深め、有料化及び廃棄物行政に対する協力を得ることが期待される。

■ 説明会の開催

□住民に対し、有料化の目的や仕組みなどについてわかりやすく説明を実施。

□より多くの住民が参加できるよう、開催曜日や時間、開催規模に留意することが適当。

【具体的な内容例】

有料化の目的や仕組みの説明

簡易包装商品やばら売り商品の購入、生ごみの水切りなどの発生抑制の具体的方策

不法投棄対策など有料化の導入によって懸念される課題への対応方法

■ 広報媒体の活用

□説明会だけでは全ての住民に有料化を周知することは困難

▶ テレビ、新聞、雑誌などのマスメディア、市の広報誌の活用
お祭りやイベントなどにおける広報が重要

分別方法や排出方法・分別種類毎の収集カレンダーなど、住民がどのような対応をする必要があるのかを明確に示す。

有料化導入後も排出抑制や再生利用の状況など、有料化による効果等に関する情報を提供することで、継続的に意識啓発を促すことが必要

13

不適正排出や不法投棄、排出抑制効果の減少など有料化の導入に伴い懸念される課題について整理を行い、必要な対策を行うことが求められる。

■ 不適正排出への対応

【不適正排出の発生防止に効果的と考えられる対策の例】

対策		効果
ごみ袋やシールへの対策	分別区分別に色分けされたごみ袋やシールの使用	一目でどの区分のものか分かるよう、色分けした袋とする。
	半透明袋の使用	ごみ袋の中身が見えるようにすることで、他区分のごみの混入が確認できる。
	記名式ごみ袋やシールの導入	ごみ袋やシールを記名式にして、排出者を特定しやすくし、ごみの排出に関する意識向上を図る。
収集方法に関する対策	指導員の設置	ごみの収集場所に指導員を配置し、ごみの排出に関する指導を行う。
	戸別収集の実施	各家庭の前にごみを排出することで、排出者を特定しやすくし、ごみの排出に関する意識向上を図る。
広報	各家庭に配布する冊子や市報、マスメディア等を活用した制度の周知	各家庭へ配布する冊子や市報、マスメディア等を活用して、有料化やごみの分別区分等に関する情報の周知を行う。なお、周知を継続的に行うことで、効果を高めることが期待できる。

■ 不法投棄への対応

有料化のともなう懸念事項の一つとして、空き地や道端へ不法投棄されることが懸念される。それら不法投棄されたごみの撤去や、地域活動、監視などの防止策を必要に応じて講じることが期待される。

■ 排出抑制効果の維持

排出抑制効果を維持させるために、継続的な啓発活動の実施や情報提供、指定袋の無料配布枚数の変更などが有益である。

5 有料化制度の評価と見直し

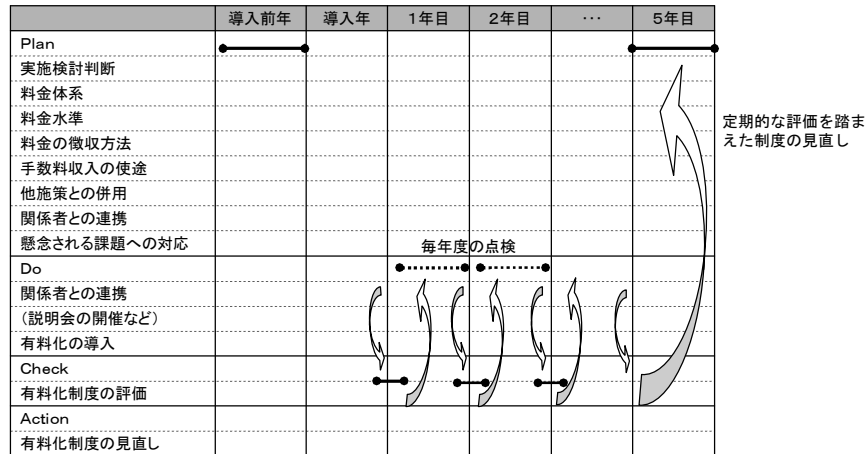
制度の評価と見直しの基本的な考え方

点検の実施

制度の見直し

【5 有料化制度の評価と見直し】 制度の評価と見直しの基本的な考え方

制度の実施状況及びその効果について毎年度点検を行うとともに、毎年度の点検結果を踏まえた制度の評価及び見直しを、一般廃棄物処理計画の見直しと併せて、概ね5年に一度の頻度で行う。また、毎年度の点検結果及び評価結果を住民に情報提供する。



15

【5 有料化制度の評価と見直し】 点検の実施

一般廃棄物処理の有料化を導入した後、有料化の実施状況やその効果についての点検を毎年度行う。その結果に基づき、必要に応じて、効果の維持若しくは効果を向上させる対策を検討、実施することが求められる。効果についての点検の結果については、住民へ公表することによって更なる住民の意識改革に資することが期待される。

■ 点検項目

有料化に関する点検項目例

① 排出抑制の効果	ごみの排出量(総量、又は人口1人あたり)
	最終処分量(総量、又は人口1人あたり)
② 再生利用推進の効果	直接資源化量
	総資源化量
	リサイクル率
③ 住民の意識改革	排出抑制や適正な分別排出の意識変化
	分別精度
	発生抑制に寄与する消費者の商品選択の変化
④ 不適正処理や不法投棄の防止	有料化の対象となる一般廃棄物の不適正排出の件数
	有料化の対象となる一般廃棄物の不法投棄の件数
⑤ 手数料の使途	手数料の使途となる事業の実施量

16

有料化制度の見直しは、一般廃棄物処理基本計画の見直しや、市町村合併等と併せて、概ね5年に一度の頻度で行う。

■ 定期的な点検・評価を踏まえた見直し

有料化の目的や期待される効果の達成が不十分である場合には、有料化制度の仕組み(料金体系、料金水準、手数料の使途など)の見直しや、併用施策の見直しや追加を行う必要がある。

排出抑制効果が不十分である場合…料金体系の変更や、料金水準の引き上げなどが考えられる

■ 一般廃棄物処理計画の方針・目的に即した見直し

一般廃棄物処理基本計画の方針や目標が大きく変更される場合には、その変更に応じて有料化制度も見直す必要がある。

市町村合併が予定されている場合には、料金体系や料金水準などの統一が必要となる。

本論の参考資料1. に有料化事例集を掲載。掲載自治体は以下の通り。

北海道登別市、栃木県矢板市、千葉県野田市、東京都日野市
東京都調布市、長野県千曲市、岐阜県多治見市、三重県志摩市
兵庫県洲本市、山口県下関市、福岡県福岡市 以上11市

The collage contains several key elements:

- Table of Municipalities:** A table listing 11 municipalities and their corresponding fee systems.
- Flowchart:** A diagram showing the flow of waste from collection to disposal, with associated fees and charges.
- Timeline (1980-2000):** A vertical timeline detailing policy changes and fee adjustments for each municipality over time.
- Charts:** Line graphs showing trends in waste volume (in 10,000 tons) and fee trends (in 100 million yen) from 1980 to 2000.
- Policy Documents:** Screenshots of official documents and brochures explaining the fee systems and their goals.

- 一般廃棄物処理有料化の手引き 公開ホームページ(環境省)
http://www.env.go.jp/recycle/waste/tool_gwd3r/ps/index.html

4. 処理システムの指針

一般廃棄物処理3R化ガイドライン説明会

発表資料

「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」について

2007年10月

環 境 省

財団法人 日本環境衛生センター

処理システムの指針策定の背景

廃棄物処理法の基本方針(平成17年5月)

市町村の役割

分別収集区分や一般廃棄物処理システムの変更・新規導入を図る際に、必要性和環境負荷面、経済面に係る利点を住民や事業者に対し明確に説明するよう努めること

国の役割

一般廃棄物の標準的な分別収集区分及び適正な循環的利用や適正処分の考え方を示すこと等を通じて技術的な支援に努めること



これを受けて処理システムの指針を策定

1

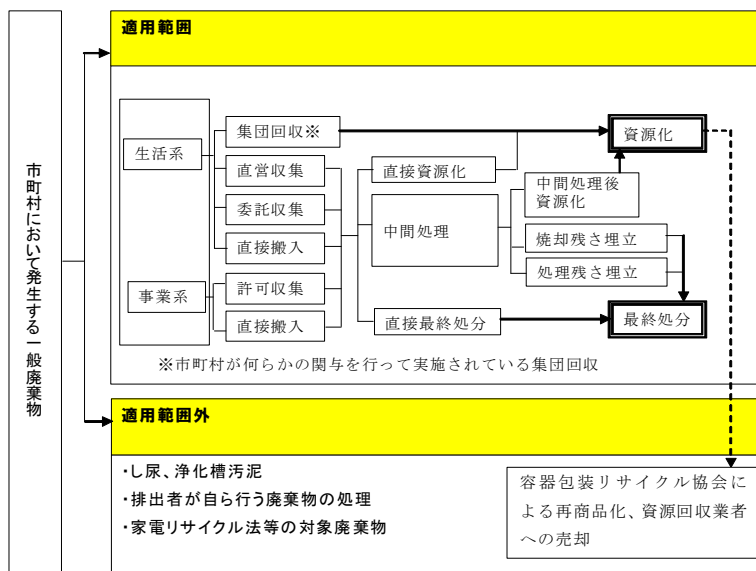
1. 処理システムの指針の構成

- ①一般廃棄物の標準的な分別区分
- ②適正な循環的利用や適正処分
- ③一般廃棄物処理システムの評価
- ④循環型社会形成に向けた一般廃棄物処理システム構築のための取り組み

2

2. 指針の適用範囲

- 市町村が行うごみ処理(発生から最終処分までの一連の処理工程)について適用



3

3. 標準的な分別収集区分及び適正な循環的利用・適正処分の考え方

1) 標準的な分別収集区分

容器包装リサイクル法による分別収集の推進、古紙などを中心とした資源回収、乾電池や蛍光管の専用処理システムなどを考慮して設定

【留意点】

- 廃プラスチック類については、廃棄物処理法の基本方針に沿って、燃やしてエネルギー回収・利用を行うべきごみに分類することを明記
- 素材別に収集するか混合収集するかについては、市町村において効率的な方法を選択してよいものとして規定
- 生活系一般廃棄物に適用。市町村が取り扱う事業系一般廃棄物については、地域事情に応じ本区分に準じて適切な分別収集区分を設定
- 「その他専用の処理のために分別するごみ」については、各市町村の固有の事情や判断に基づき実施することを前提

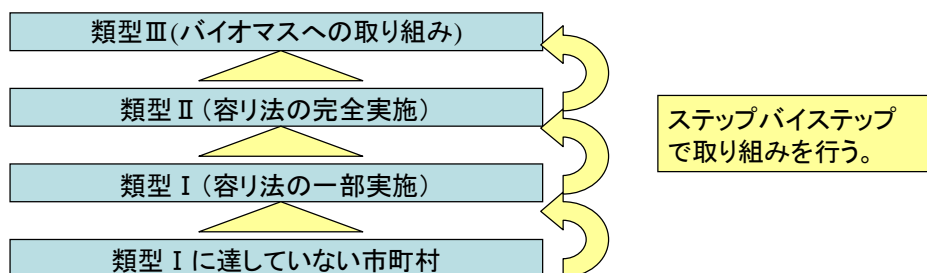
4

2) 段階的な分別収集区分の設定

市町村がステップバイステップで取り組みやすくなるよう、標準的な分別収集区分を段階的に設定

分別収集区分の見直しに当たっての考え方

- 類型Ⅰの水準に達していない市町村は類型Ⅰ、又は類型Ⅱを目安とする。
- 類型Ⅰの市町村は類型Ⅱを目安とする。
- 類型Ⅱの市町村、その他意欲ある市町村については、さらにバイオマスの有効利用の観点から分別収集区分を見直し、その際類型Ⅲを目安とする。



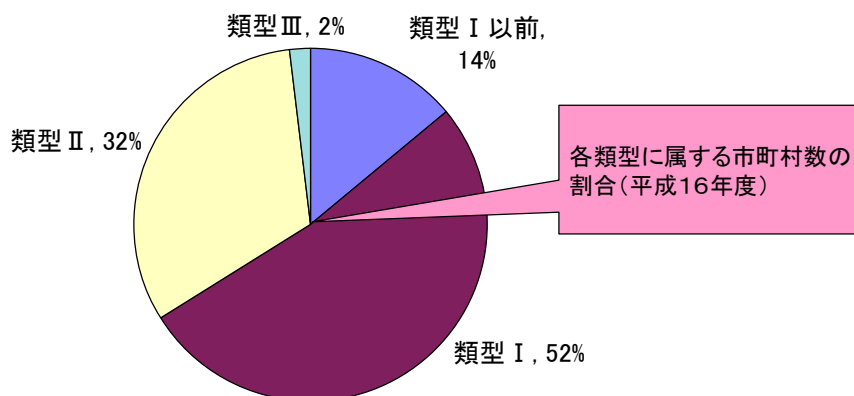
5

表1 一般廃棄物の標準的な分別収集区分

類型	標準的な分別収集区分		
類型 I	①資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部又は全部の区分について混合収集し、収集後に選別する
		①-2 ガラスびん	
		①-3 ペットボトル	
	②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ(集団回収によるものを含む)		
	④燃やすごみ(廃プラスチック類を含む)		
	⑤燃やさないごみ		
	⑥その他専用の処理のために分別するごみ		
⑦粗大ごみ			
類型 II	①資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部の区分について混合収集し、収集後に選別する(ただし、再生利用が困難とならないよう混合収集するものの組合せに留意することが必要)
		①-2 ガラスびん	
		①-3 ペットボトル	
		①-4 プラスチック製容器包装	
		①-5 紙製容器包装	
	②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ(集団回収によるものを含む)		
	④燃やすごみ(廃プラスチック類を含む)		
⑤燃やさないごみ			
⑥その他専用の処理のために分別するごみ			
⑦粗大ごみ			
類型 III	①資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部の区分について混合収集し、収集後に選別する(ただし、再生利用が困難とならないよう混合収集するものの組合せに留意することが必要)
		①-2 ガラスびん	
		①-3 ペットボトル	
		①-4 プラスチック製容器包装	
		①-5 紙製容器包装	
	②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ(集団回収によるものを含む)		
	③資源回収する生ごみ、廃食用油等のバイオマス		
④燃やすごみ(廃プラスチック類を含む)			
⑤燃やさないごみ			
⑥その他専用の処理のために分別するごみ			
⑦粗大ごみ			

6

参考1: 分別収集区分の現状



(出典:平成16年度一般廃棄物処理事業実態調査結果より)

7

3) 適正な循環的利用及び適正処分の方法

複数の選択肢の中から市町村が地域事情に応じ適切な方法を選択

【留意点】

- 回収した熱をエネルギーとしてできるだけ利用
- 焼却残さの取扱いについては、再生利用製品の生活環境保全上の安全性を確保した上で、有効利用を進めることが基本
- 最終処分場の容量、確保面で余裕がある地域においては、焼却残さを最終処分場で適正処分する選択肢も明記
- ばいじん(飛灰)について、山元還元を有効利用の選択肢として明記

8

表2 適正な循環的利用・適正処分の方法

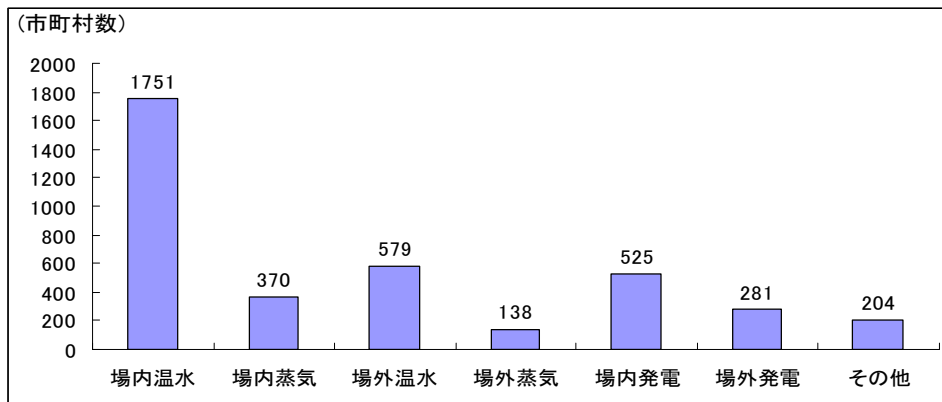
分別収集区分		適正な循環的利用・適正処分の方法	
①資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部の区分について混合収集し、収集後に選別する(ただし、再生利用が困難とならないよう混合収集するものの組合せに留意することが必要)こととなるため、分別の程度や混合収集するものの組み合わせに応じ、中間処理施設において異物の除去、種類別の選別を行い、種類に応じて圧縮又は梱包を行う。	○アルミ・スチール缶の回収業者等への売却等による再生利用 ○容器包装リサイクル協会の引き取り等による再商品化 ○除去した異物について、熱回収施設又は最終処分場で適正処分
	①-2 ガラスびん		
	①-3 ペットボトル		
	①-4 プラスチック製容器包装		
	①-5 紙製容器包装		
②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ	排出源で分別し、集団回収又は行政回収により集め、必要最小限の異物除去、必要に応じて梱包等を行い、そのまま売却	○回収業者等への売却等による再生利用 ○除去した異物について、熱回収施設又は最終処分場で適正処分	
③資源回収する生ごみ、廃食用油等のバイオマス	排出源で分別する		○回収したメタンの発電や燃料としての利用、バイオディーゼル燃料の燃料利用 ○回収した堆肥・飼料の適正利用、チップの燃料利用 ○除去した異物について、熱回収施設又は最終処分場で適正処分
	生ごみ	①メタン化(生ごみに併せ紙ごみ等のセルロース系のをメタン化することもある) ②堆肥化 ③飼料化	
	廃食用油	④バイオディーゼル燃料化(メチルエステル化する)	
	剪定枝等木質ごみ	⑤堆肥化・チップ化	
	排出源で分別せず燃やすごみと混合収集し、生ごみ等のバイオマスを選別	⑥メタン化	

9

分別収集区分	適正な循環的利用・適正処分の方法				
④燃やすごみ	ストーカ方式等による従来型の焼却方式 (灰溶融方式併設を含む)	焼却灰	最終処分場で適正処分	○焼却に当たっては回収した熱をエネルギーとしてできる限り利用することを基本とする。エネルギー利用は、発電及び蒸気又は温水による熱供給(発電と熱供給の組合せを含む)をできるだけ行うこととする。	
			セメント原料化		
			灰溶融しスラグ化		
		ばいじん	薬剤等により安定化処理し最終処分		
			セメント原料化		
			山元還元		
	ガス化溶融方式 ガス化改質方式	スラグ化	最終処分場で適正処分		○焼却に当たっては回収した熱をエネルギーとしてできる限り利用することを基本とする。エネルギー利用は、発電及び蒸気又は温水による熱供給(発電と熱供給の組合せを含む)をできるだけ行うこととする。
			セメント原料化		
			灰溶融しスラグ化		
		ばいじん	薬剤等により安定化処理し最終処分		
			セメント原料化		
			山元還元		
固形燃料化又は炭化して燃料を焼却する方式	焼却灰	最終処分場で適正処分	○固形燃料・炭の焼却に当たっては、ダイオキシン類対策の完備した施設で、回収した熱をエネルギーとして特に効率良く利用しなければならない。エネルギー利用は、発電及び蒸気又は温水による熱供給(発電と熱供給の組合せを含む)をできるだけ行うこととする。		
		セメント原料化			
		灰溶融しスラグ化			
	ばいじん	薬剤等により安定化処理し最終処分			
		セメント原料化			
		山元還元			
⑤燃やさないごみ	金属等の回収、燃やせる残さの選別、かさばるものの減容等の中間処理			○金属等の回収業者等への売却等による再生利用 ○除去した異物について、熱回収施設又は最終処分場で適正処分	
⑥その他専用の処理のために分別するごみ	性状に見合った処理及び保管			○性状に見合った再生利用又は適正処分	
⑦粗大ごみ	修理等による再使用、金属等の回収、燃やせる残さの選別、かさばるものの減容等の中間処理			○修理等して再使用 ○金属等の回収業者等への売却等による再生利用 ○除去した異物について、熱回収施設又は最終処分場で適正処分	

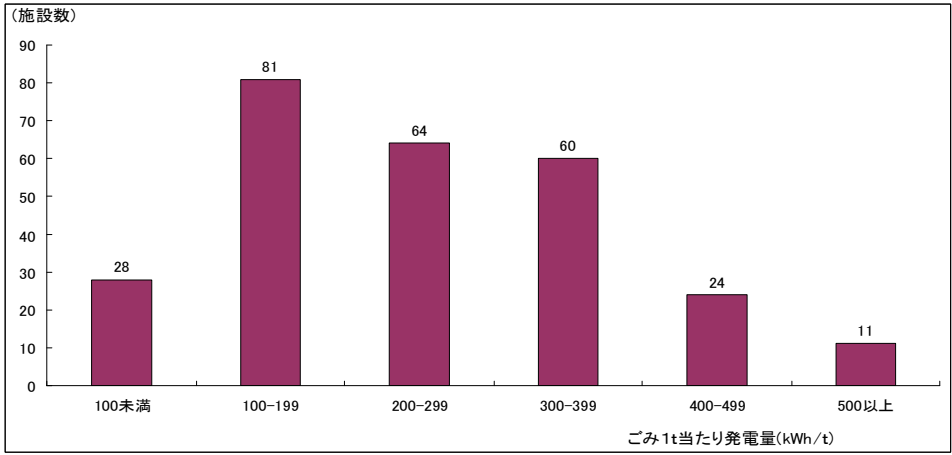
10

参考2:ごみ焼却施設の余熱利用の有無(平成16年度)



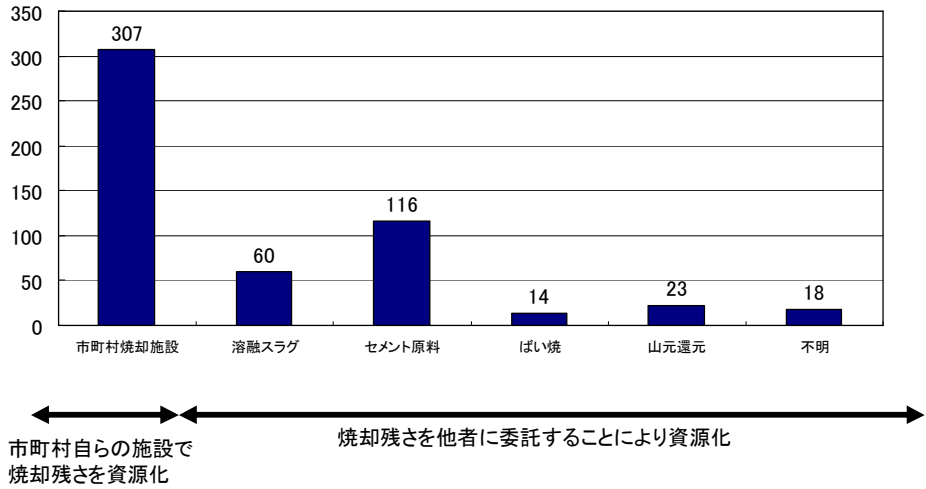
11

参考3: 発電付きごみ焼却施設におけるごみ1t当たり発電量(平成16年度)



12

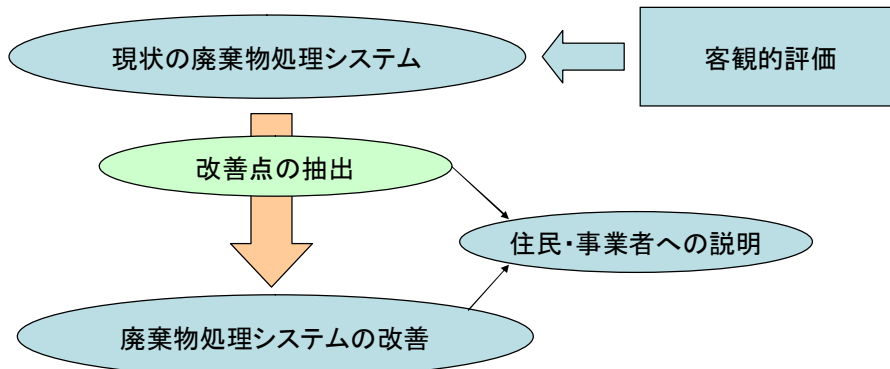
参考3: 焼却残さの再生利用形態(平成16年度)



13

4. 一般廃棄物処理システムの評価の考え方

1) 廃棄物処理システムの改善と住民、事業者に対する説明責任
 自らの一般廃棄物処理システムについて、客観的な評価を行うことにより、処理システムの改善を行い、住民・事業者に対する説明責任を果たす。



14

2) 客観的な評価のための、標準的な評価項目

- ① 環境負荷をできる限り低減する循環型社会づくり
- ② 住民等に対する公共サービス
- ③ 処理システムの費用対効果

○すべての項目について指標を算出するためには、現在の統計資料ではデータが不足。今後は以下のようなデータの整理が必要

指標	今後必要となるデータ
◇エネルギー回収率	○施設での燃料、電気使用量、エネルギー回収量(所内・所外利用) * 固形燃料化・炭化施設などでは、生成物を利用する施設(RDF発電所等)でのエネルギー収支 等
◇温室効果ガス	○収集運搬車両の燃料消費量・走行距離、最終処分場における燃料・電気使用量 等
◇住民満足度	○アンケート調査等
◇費用対効果	○一般廃棄物会計基準に基づく原価計算

15

表3 標準的な評価項目

視点	指標で測るもの	指標の名称	単位	計算方法
循環型社会形成	廃棄物の発生	人口一人一日当たりごみ総排出量	kg/人・日	(年間収集量+年間直接搬入量+集団回収量)÷計画収集人口÷365日(又は366日。以下同じ。)
	廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回収率	t/t	総資源化量÷(年間収集量+年間直接搬入量+集団回収量)
	エネルギー回収・利用	廃棄物からのエネルギー回収量	MJ/t	エネルギー回収量(正味)÷熱回収施設(可燃ごみ処理施設)における総処理量 エネルギー回収量は資料3に示す算定方法により算出
	最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合	t/t	最終処分量÷(年間収集量+年間直接搬入量+集団回収量)
地球温暖化防止	温室効果ガスの排出	廃棄物処理に伴う温室効果ガスの人口一人一日当たり排出量	kg/人・日	温室効果ガス排出量(正味)÷人口÷365日 温室効果ガス排出量は資料4に示す算定方法により算出
公共サービス	廃棄物処理サービス	住民満足度	-	資料5に示す算定方法により算出 ※住民アンケート調査による把握
経済性	費用対効果	人口一人当たり年間処理経費	円/人・年	廃棄物処理に要する総費用÷計画収集人口
		資源回収に要する費用	円/t	資源化に要する総費用(正味)÷総資源化量
		エネルギー回収に要する費用	円/MJ	エネルギー回収に要する総費用(正味)÷エネルギー回収量(正味)
		最終処分減量に要する費用	円/t	最終処分減量に要する総費用÷(年間収集量+年間直接搬入量+集団回収量-最終処分量)

16

3) 補足指標

標準的な評価項目(指標)をさらに詳細な内訳段階に分解した補足指標(参考)を用いることによって、算出された指標値の分析、解釈をより綿密に行うことが可能

◇補足指標の例



17

4) 客観的な評価の方法

次の方法のいずれか又は次の方法の組合せにより評価を行うこととする。

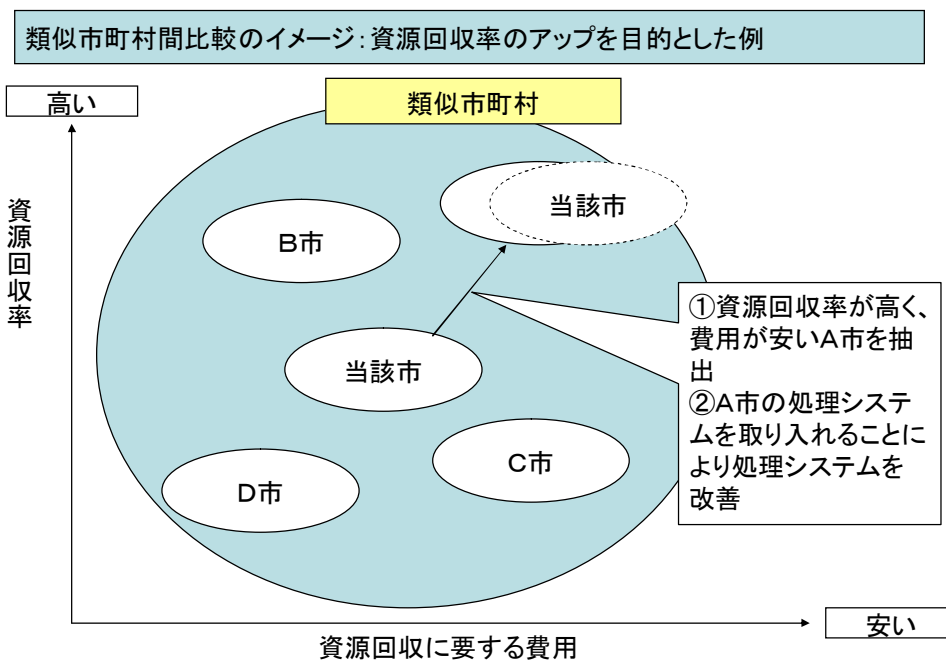
- (1) 当該市町村で設定した目標値を基準値とした比較による評価
- (2) 国の目標値を基準値とした比較による評価
- (3) 全国又は都道府県における平均値や類似団体の平均値を基準値とした比較による評価

【留意点】

○この3つの方法の中で、類似団体間の比較分析を行う方法は、他市町村と比較して優れた点、他市町村の方が優れた点を把握し、その理由を分析し、市町村間で情報共有をすることによって、市町村が自らの一般廃棄物処理システムを改善することが可能となる。

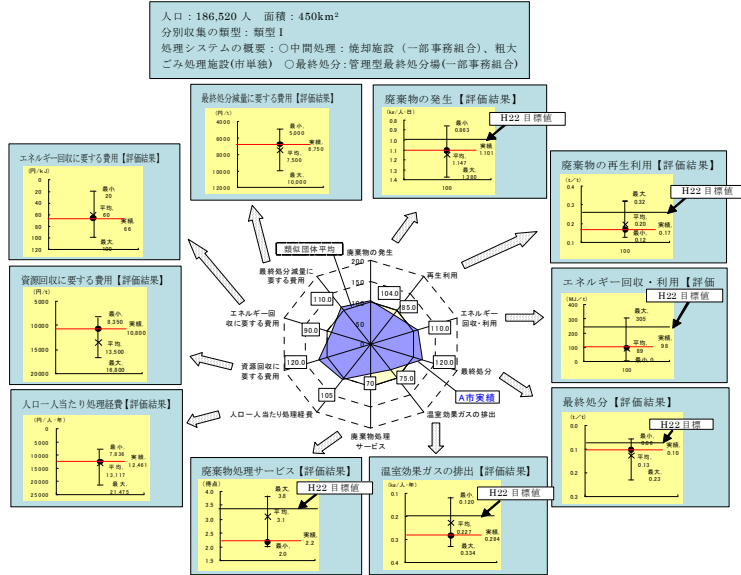
○類似団体間の比較分析をできるだけ実施することが望ましく、そのためには、できるだけ多くの市町村が本指針を活用して、標準的な評価項目の指標値を把握し公表することが必要となる。

18

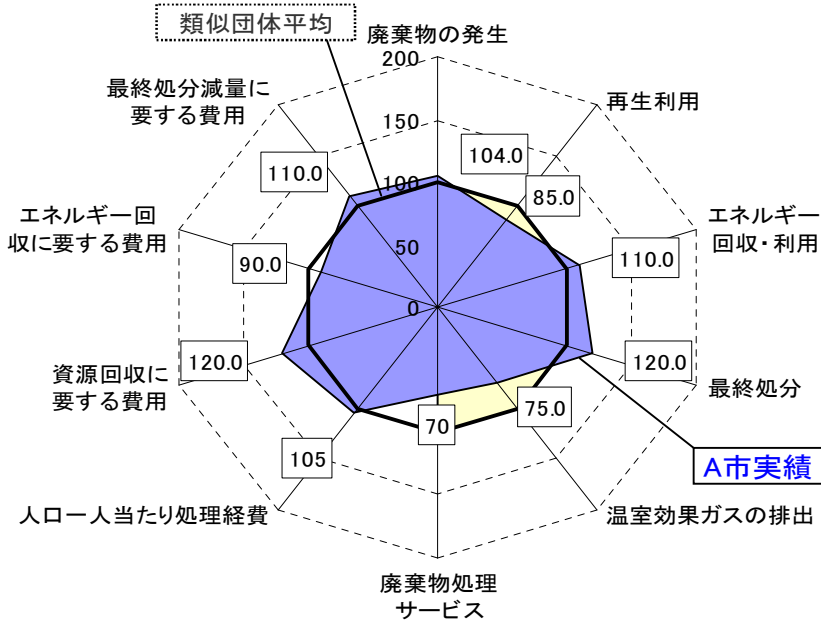


19

5) 市町村一般廃棄物処理システム比較分析表
 標準的な評価項目に係る評価結果については、次に示す「市町村一般廃棄物処理システム比較分析表」を作成して表示し、公表。

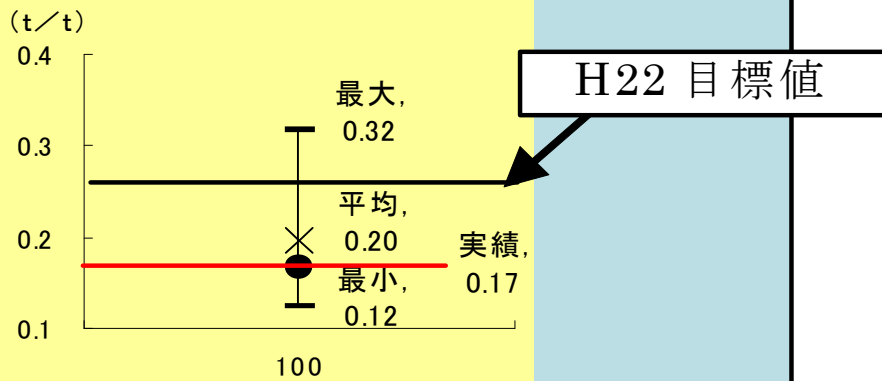


20



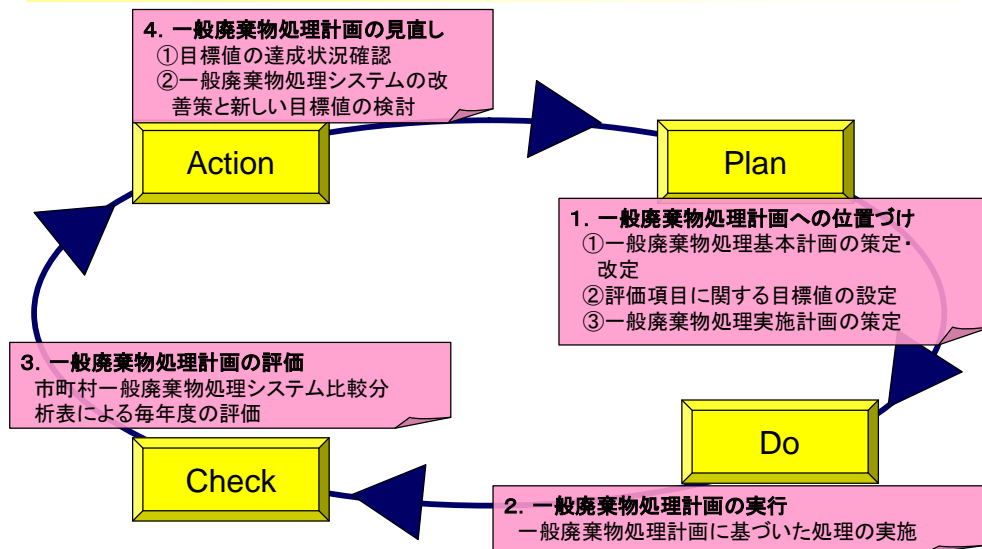
21

廃棄物の再生利用【評価結果】



22

5. 循環型社会形成に向けた一般廃棄物処理システム構築のための取組の考え方



23

市町村間比較を円滑に行うためのデータベースについて(今後の取り組み)

- 類似団体間比較が容易に行えるよう、環境省においてデータベースを構築する予定です。
- 一般廃棄物処理事業実態調査のデータを用いますが、温室効果ガス排出量、費用対効果につきましても、新たにデータを把握する必要があります。